# 生徒指導について

職員会議 令和6年3月7日

和歌山県立紀北工業高等学校

## 目的

この規定は、学校教育法第11条及び学校教育法施行規則第26条及び文部科学省・和歌山県教育委員会の通知に基づき、また特別支援教育の観点をふまえ、生徒が自己実現に向かって歩めるよう、懲戒・特別指導が適切に行われることを目的とする。

学校教育法 第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、 体罰を加えることはできない。

学校教育法施行規則 第26条 校長及び教員が生徒に懲戒を加えるに当つては、生徒の心身の発達に 応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- ・懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。
- ・前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。
- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

## 生徒指導 項目

### •特別指導

特別指導は、別室指導と授業出席指導を行う。別室指導は当該生徒が学校に登校し、別室で授業時間に授業担当が出席と見なせる課題を与え、授業時間終了後に事象に応じた課題を与えることで、自らの行動と向き合わせるとともに反省を促すことを目的とする。授業出席指導は当該生徒の生活態度や学習態度を観察しながら、学校生活全般を通して内省を促すことを目的とする。

#### • 校長訓戒

校長訓戒は、校長が当該生徒の行為について保護者を招喚し指導を行う。

## • 管理職注意

管理職が当該生徒の行為について指導を行う。

#### 生徒指導部長注意

生徒指導部長が当該生徒の行為について指導を行う。

#### その他

生徒の状況に応じて、上記以外の指導を行う。